

京都市立学校・幼稚園の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた一斉臨時休業について

本市では、3月5日（木）から全校で臨時休業を実施し、その後、春休みに入っておりましたが、4月3日（金）に、新学期当初は、子どもたちにとって、新しい担任や友だちと共に、新しい環境で学校生活に臨む、極めて重要な時期であり、その機会が失われることは、一年間の学校生活に大きな影響を与えかねないことから、感染防止対策を一層徹底したうえで、4月6日（月）の中学校等の始業式から、順次教育活動を再開する方針を発表させていただきました。

しかし、東京・大阪をはじめ全国的な感染者の大幅な増加傾向や、本市でも新規感染者が大きく増加し、感染源が未知の感染者が大幅に増加するなど、本市域の状況に大きな変化が生じたことを受け、児童生徒等の安心・安全を第一に、始業式、入学式、新担任との顔合わせ、生活指導、オリエンテーション等を済ませた後の4月10日（金）から、当面、5月6日（水）まで、全市立学校・幼稚園で一斉の臨時休業とすることといたしました。

そして、4月6日（月）から9日（木）までの期間は、感染症拡大防止対策を一層徹底したうえで、入学式や始業式、学級活動を行い、新しい担任や友だちとの関係を築き、更に、休校期間中の学習面や生活面での児童生徒等への指導を適切に実施する機会として取り組んだところです。今後とも、各学校から家庭学習の課題等をお届けしたり、必要に応じて指導させていただきますので、御家庭においても、子どもたちがしっかりと学習課題に取り組めるよう、御指導をお願い致します。

各家庭におかれましては、この度の休校の趣旨を御理解いただき、各学校からの「呼びかけチラシ」も参考のうえ、御家族の体調・健康管理の徹底、各家庭における保健衛生意識の向上と実践に一層取り組んでいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、各御家庭の事情等により、お子様が、自宅で過ごすことが難しいといった特別の事情がある場合、いずれも給食は実施いたしませんが、小学校での「特例預かり」や地域制4校の総合支援学校での「特例預かり」を実施いたします。

なお、各校種（総合支援学校は除く）や学校規模に応じて、週に1～2回・2時間程度の登校・園日を設け、児童生徒等の健康観察や各家庭での生活・学習状況を確認し、必要な指導を行う機会も設けることとして準備を進めておりましたが、4月10日に、京都府と京都市が共同で国に対し、京都府を「緊急事態宣言対象地域」に指定するよう求める要請があつたことを踏まえ、「登校・園日」については、「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更することに致しました。京都府・市の感染状況が、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあり、子どもたちの更なる安全・安心に万全を期す必要があることからのものであり、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

保護者の皆様におかれましては、この度の一斉臨時休業に伴い、大きな御負担をおかけすることになりますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年4月13日
京都市教育委員会